

建築物環境衛生総合管理業登録基準

1 物的要件

次の機械器具等を所有していること（下図参照）。

		機 械 器 具		
清掃	(1)真空掃除機 (2)床みがき機			
空気環境測定	(1)浮遊粉じん量測定器	グラスファイバーろ紙（0.3 マイクロメートルのステアリン酸粒子を 99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね 10 マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器、又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として1年以内ごとに1回、校正された機器		
	(2)一酸化炭素検定器	検知管方式	それぞれ1つ以上	または、これと同程度以上の性能を有する機器
	(3)二酸化炭素検定器	検知管方式	所有していること	
	(4)温度計	0.5 度目盛		
	(5)乾湿球湿度計	0.5 度目盛		
	(6)風速計	0.2 メートル毎秒以上の気流を測定することができる測定器		
	(7)測定に必要な器具	測定器固定用台車等		
簡易な水質検査	残留塩素測定器	DPD法と同等以上の方法		

(注) 物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借り入れは認められません。

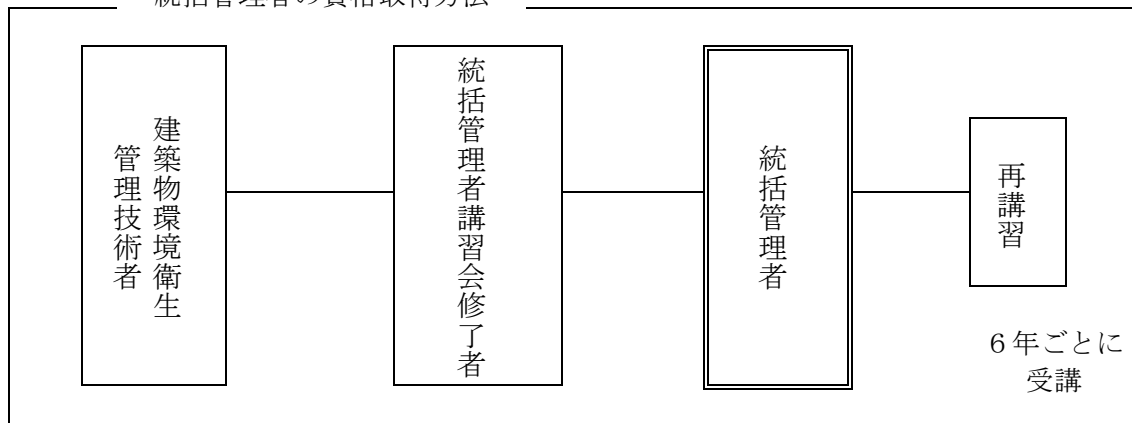
同一の機械器具で、2つ以上の事業の登録を受ける。または、2か所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

2 人的要件

(1) 監督者等の選任

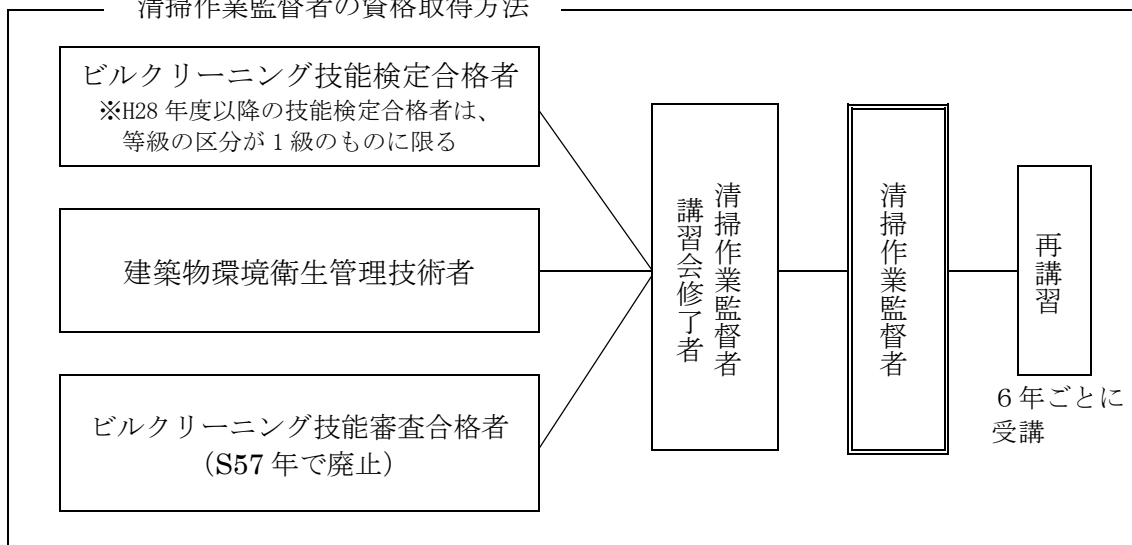
ア 「統括管理者」がいること。

統括管理者の資格取得方法



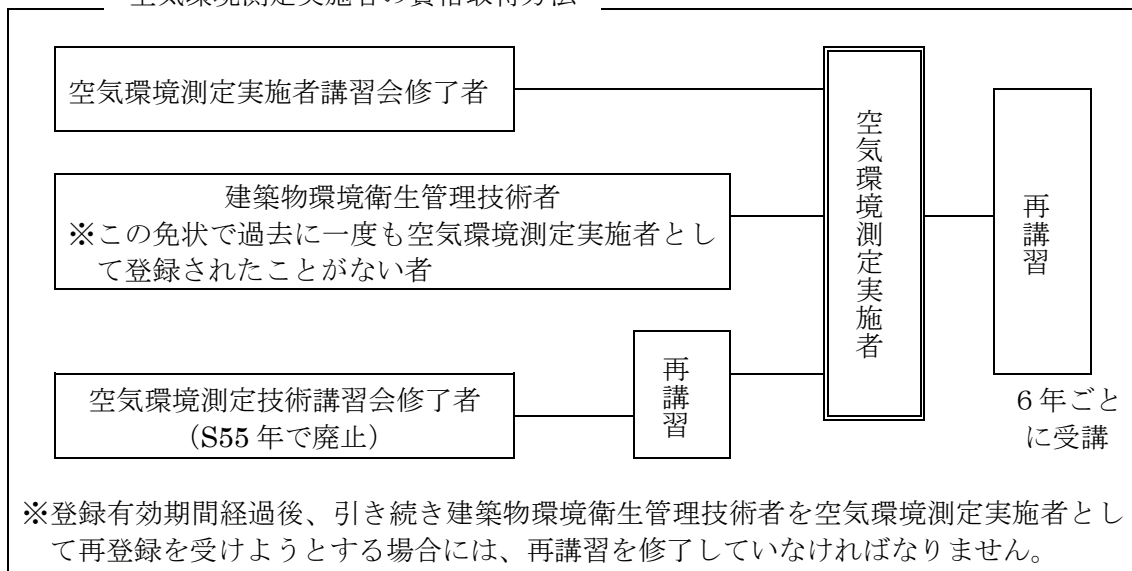
イ 「清掃作業監督者」がいること。

清掃作業監督者の資格取得方法



ウ 「空気環境測定実施者」がいること。

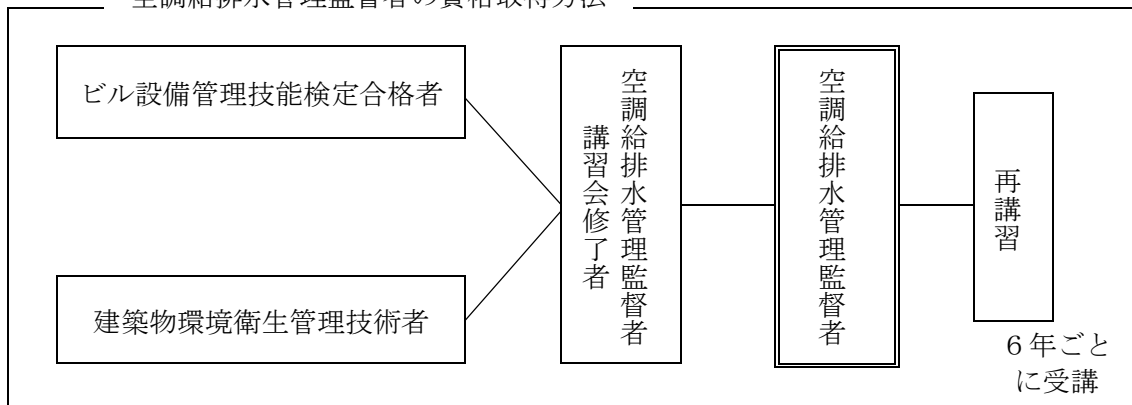
空気環境測定実施者の資格取得方法



※登録有効期間経過後、引き続き建築物環境衛生管理技術者を空気環境測定実施者として再登録を受けようとする場合には、再講習を修了していなければなりません。

エ 「空調給排水管理監督者」がいること。

空調給排水管理監督者の資格取得方法



(注) 監督者等の有資格者は、兼任できません。また、他の登録営業所や登録業種（清掃業、空気環境測定業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水水質検査業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業）の有資格者としての登録もできません（兼任できません）。さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）との兼任も認められていません。

(2) 従事者の研修を行っていること

ア 清掃作業従事者は研修を修了していること。

- ・ 実施主体・・・事業者、又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるもの
- ・ 研修内容・・・清掃作業に用いる機械器具の使用方法及び清掃用資材の使用方法及びに清掃作業安全及び衛生に関するものであること。研修内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたもの
- ・ 指導者の要件・・・清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目について十分な知識、技能を有する者
- ・ 研修の頻度・・・作業に従事する者全員が年間7時間以上受けられること。
(回数を分けて実施してもよい。)

イ 空調給排水管理従事者及び水質検査従事者は研修を修了していること。

- ・ 実施主体・・・事業者が実施主体となって定期的に行われるもの
- ・ 研修内容・・・空調給排水設備の運転方法、空調給排水設備の日常的な点検及び補修方法、水の異常の判断方法、残留塩素の測定方法に関するものであること。研修内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたもの
- ・ 指導者の要件・・・空調給排水管理監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目について十分な知識、技能を有する者
- ・ 研修の頻度・・・作業に従事する者全員が年間7時間以上受けられること。
(回数を分けて実施してもよい。)

(注) 新規登録申請の場合には、過去1年間に従事者研修を実施していること、及び今後1年間の計画を立てることが必要です。

3 その他の要件

作業の方法、機械器具等の維持管理の方法が基準に適合していること。

作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示第117号に示す項目にすべて合致している必要があります。告示の内容を十分に把握した上で標準的な作業実施方法等を作成し、申請時に提出していただきます。

関 係 機 関

事 項	実 施 機 関	所 在 地	電 話
監督者講習会 同 再講習会	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター	千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 7階 743 区	03(3214)4624
ビルクリーニング 技能検定	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F	03(3805)7560
ビル設備管理 技能検定	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F	03(3805)7560
従事者研修 (清掃のみ)	公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会	荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 1F	03(3805)7555

申 請 窓 口

名 称	所 在 地	電 話
東京都健康安全研究センター 広域監視部建築物監視指導課 建築物衛生担当	新宿区百人町 3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館 2階	03(5937)1058 (ダイヤルイン)